

## 八幡市条例第 29 号

八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条に基づく個人番号の利用及び法第 19 条に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 八幡市個人情報保護条例（平成 12 年八幡市条例第 24 号）第 2 条に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(独自利用事務)

第 4 条 市長は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(庁内連携)

第 5 条 市長は、別表第 2 に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することがで

きる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第6条 法第19条の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年12月25日条例第29号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

## 別表第1

	事務
1	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に係るサービス、医療等の支給決定及び費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	介護保険サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で

定めるもの
-------

## 別表第 2

	事務	特定個人情報
1	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、介護保険関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2	障害者等に係るサービス、医療等の決定及び費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険関係情報、障害者等関係情報であって規則で定めるもの
3	介護保険サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの

## 別表第 3

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係

		情報、中国残留邦人等支援 給付関係情報及び国民年 金法(昭和34年法律第141 号)による障害基礎年金の 支給に関する情報であっ て規則で定めるもの
--	--	---